

# 磐城民政新聞

【日ノ五】 回三月毎 日行發  
 通政古金 輯編行發  
 人刷印兼  
 地番五十四町田町平縣島福  
 社聞新政民城磐 所行發  
 錢十三月ヶ一錢拾 價定紙本  
 増拾 指錢十五行一料告廣

良品廉賣  
 確實效捷  
 全屋  
 福島縣平町  
 電長九番

## 宣言

電氣は一國文化の尺度なりと謂はる。一地方に於ても文化の普及は電化と正比例するに云ふも過言なかるべし。かくの如く電氣は民衆の生活と不可避なる關係を有する。之れ電氣事業が公共的、公益的事業として國家が電氣事業法を公布し特に斯業の保護、監督をなす所以である。然るに植田水力電氣株式會社は此の大本に背馳し、獨專的地位を傘に縣下第一の料金を貪るのみならず、専門的知識に欠如する多數需用者の弱點に附け込み、欺偽的手段を弄し不當なる料金を搾取す、ソノ惡辣、ソノ慘忍、評するに辭なし。今や地方農村の疲弊其の極に達す。此の秋に當り會社は何等地方開發の舉に出でず、さなきだに困憊せる地方部落民に對するに苛シ誅求を全ふせんこと。眼中一點の涙なし。今や地方需用者の植田電氣に對する不満と不平は蓄積して値下運動同盟の組織されたる次第なり。吾等の要求は社會正義の大本に即するは勿論ながら、飽くまで合理的、合法的なるを確信する。吾等は會社の不正不當なる需給状態の改善を絶叫なし、多數需要者の利益を計らんこと。冀くば郡内有志諸君は吾人の舉措を了こし正義の傘下に結集する事を信んずる者である。

昭和三年一月十日

## 常盤地方電氣料値下同盟本部

平町字田町四十五番地

### 各會社電氣使用料金表

平地方電燈瓦斯値下同盟本部調査

電氣會社名	(電燈使用料金比較表)		(動力使用料金比較表)	
	十 (内燈) 燭	光 (外燈)	(晝間)	(夜間)
福島電燈	六五	四七	六、五〇	一三、〇〇
植田水力	七〇	六五	九、〇〇	二〇、〇〇
盛岡電燈	六五	五五	六、〇〇	一五、〇〇
中央電氣	六三	五〇		
利根電氣	六〇	六〇	五、〇〇	一六、〇〇
白河電氣	七五	三五	七、〇〇	一四、〇〇
弘前電氣	七〇	六〇	六、五〇	一三、〇〇
石岡電氣	七五	六〇	六、五〇	一三、〇〇
青森電氣	六五	四五	七、五〇	一五、〇〇
二本松電氣	六〇		六、五〇	一三、〇〇
會津電力	六五	四五	七、〇〇	
磐城電氣	七〇	五〇	六、〇〇	
東部電力	七〇		七、〇〇	九、一〇
須賀川電氣	七〇	三五	七、〇〇	
新潟電氣	六五		七、五〇	
川俣電氣	六五		七、〇〇	
山形電氣	七〇	四〇	六、〇〇	
東電宇都宮	六〇	五〇	七、五〇	
長野電燈	四五	三六	六、五〇	一三、〇〇

…(一ヶ月間使用料金)…

各地電氣會社の電燈使用料金並びに動力使用料金の比較に徴しても植田水力電氣株式會社が如何に高率不當なる料金を徴するかを見よ。

# 植電の欺偽的暴狀 (一)

## 需用家は團結し會社の不正を斷乎糾斷せよ

## 監督官廳は會社の不正を調査し良民を救へ

## 各新聞は貪亂飽くなき電氣魔の反省を促せ

## 會社は電力を補給なし規定電力を供給せよ

獨專事業は兎角横暴に陥り易きものであるが電氣事業の如き公共的性質を有するものは、其の設立の趣旨に鑑みても斯る弊風は改めねばならぬと思考する。殊に電氣事業會社の如きは國家が幾多の特権を與へ、而かも民衆の生活に尤も深き利害關係をもたらすものに至りては一層此の點に留意すべきが至當である。筆者は兼ねて横暴の非難高き植田電氣株式會社の營業狀態を巨細に亘りて同志數名と調査せしに世評の虚ならざるを知ると共に會社の一大不正事實を把握せり何にを會社の不正、奸策と稱するか以下號を遂て執筆なし、郡南多數需用者の擁護を計らんと欲す。

### 地方需用家は一致團結なし 會社の不正を斷乎糾彈せよ

客臘十數度に亘り秘密裡に電壓を精査せしに電壓二百二十ボルト供給すべきは其の動力に於て百八十ボルト、電燈(百ボルト)は八十ボルト以下であつた。普通電氣會社に於て一割以内の電壓の變動は(東部電力の平地方は九十六以上ある)見受られることであり怒すべきとして、植田電氣の如く平均二割の變動は默許すべからざる振舞である。電氣事業法施行規則に、供給點に於て一定電壓一定電流をして百分の四以上の變動を生ぜしめざる事を明示あるに一般需用者の無知なるに付け込み敢て法則を無視し無告の良民を偽瞞し鳩梟の慾を全ふせんとするソノ惡辣ソノ貪亂飽くなき電氣魔の態度は憎くも尙餘りありと云ふ可し而かも植電は他會社以上高率の使用料金を貪り或は不當なる手數、引換料を需用者に課し乍ら規定量の二割

もゴマカスに至りては、ソノ暴狀、不條理、ア然として筆者は評するに辭なし。

### 監督官廳が會社の不正手段を默許する理由奈邊にある

本來斯くの如き事業會社に對しては監督官廳たる逓信省、縣當局乃至、所管植田警察署たるものは絶えず會社の營業狀態を調査なし、いやしくも違法行為あらば、然るべく處決し、多數民衆の苦境を救ひ、併せて會社をして奸策を施す間隙を與へざるよう勉むべきである。然るに此の舉に出でず某署員の如きは同志の調査交渉等の場合に尾行なし反對に會社のスパイの如き態度をとる等實に奇怪千萬と謂ふべし而かも不法、不正なる會社にカクマデ忠實にせねばならぬ理由奈邊にあるや問はんとするものである。

電氣事業法施行規則第五十一條  
電氣業者は供給點に於て維持すべき一定電壓一定電流をして百分の四以上の變動を起さしめざる事を要す

### 貪亂あつくことを知らざる 電氣魔植電社長 金成 通

百ボルト供給すべき處に八十ボルトしか送らず二割餘も需用者をゴマカシ暴利を貪りても猶飽くことを知らぬ、植田社長金成通は、自社の當然供給すべき義務ある渡邊村の部落民に對し言を左右になして應ぜざる許りか獨專的地位を悪用なし無暴にも多額の寄附を要求す等、部落民の弱點にツ

ケ込み脅迫的態度は何んたる冷酷、慘忍なる態度であらう。無知文盲の野人なら識らず、少くとも彼れ金成通は郡南村長の公職にある人間である。今や農村の疲弊は其の極にある。此の季に當り斯くの如き、苛斂誅求を敢てする暴逆も甚しき限りである。筆者は記者の天職として斯くの如き暴逆を默視するに忍びず、微力なりといへども暴逆の蹄のもとに斃れんとする部落民の爲め理解ある同情ある天下大衆と共に飽くまで彼等の不正、不義不道を糾弾せんとするものである。

### 植電の態度は電氣供給業者として明らかな違法である

筆者は思ふ。金成通にして眞に人間味ある男なら毎期一割二分の配當を一割に減らして、地方の繁榮と民衆の幸福を念慮し不給の部落に供給すべきである。然るを『乳を與へずして赤子の手を捻じるが如き』を冷然として爲す實に唾棄すべき心情である。電氣事業法に……

電氣供給業者は需用者に對し正當の理由なくして電氣の供給を拒絶する事を得ずとある。此の條文に依りてみるも植田電氣會社の部落民に對する態度は將に、電氣供給業者として違法行為であると筆者は斷んずるも何んの辯解の辭やある。部落民諸君 斷乎として不法なる要求を拒絶せよ

### 會社は規定電力を供給なし 過去の欺偽的行為を謝せ

會社は法規の明示するのと否にかゝらず會社當然の義務として、第一に規定電力(電壓電流)を需用者に供給すべし。不可抗力に依る一時的の電壓乃至電流の變動や技術上已むを得ざる事に歸因なし光力に不定を生ずることは萬、止むなきことと認むるが、平均二割に達する電力の不足は如何なる點より推論するも許容出來ることである。會社に精巧な測定器具あり。法規に依る責任技術者あり、電工あり、如何に會社が明白なる電力欺偽を善意の過失なりと強辯なし得るか、吾人は會社の欺偽的行為であると斷言するにハバからず。會社が猶、カクの如き供給狀態を持せんとするならば、値下運動の物興を俟つまでもなく、會社は自發的に、自主的に動力、電燈共に、二割引を斷行する責がある。而して過去に於ける欺偽的行為

を社會に陳謝せよ。

### 積立金を全部送電線の修復 電燈器具の改良費に充てよ

公稱資本五百萬の會社營業所の偽善的バラック小屋を云々せずされど寒風に畑ぶクモの糸の如く殆んど使用に耐へ得ぬ送電線、不完全な屋内引込線を修復せよ。何物より人命は貴重である、需用者に危懼の念を抱かしむるは何業たるを問はず罪惡である。心ある者は見よ他社より約一割高な電燈使用料を徴する(光力より見れば三割高である)會社の電球の如何に粗悪品なるかは一見し了り得が出来る。粗悪なるが故、に長期の使用に耐へぬのは當然である。而かも其の電球引換料に至りては縣下一にして日本一である。筆者は敢て進言する。會社は速やかに積立金を送電線の修復、電球器具の改良費に充當せよ。

### 原則として電球引換料は無償 無代たることを主張する

と統ての電燈供給者に對し電球の引換料は原則として無償を主張する。會社の營業狀態に於て無代引換を許さずとせば少々とも其の料金は原價以下たることを條件とする。原價以上の料金を得ることとは何人が思考しても暴利であり暴擧である。等しく郡内に於ける會社として他會社の三倍半以上も徴收する事は需用者を愚弄するも甚しきものである。

東部電力 (平) 〇十五錢  
四倉電氣 (四倉) 二十錢  
二本松 (小名) 〇二十錢  
植田電氣 (但し五十燭光以下)

### 需用家の迷惑をへこも思はぬ 會社重役と奇怪千萬な決議

客臘三十日重役會を開き金成社長の功に酬ゆる爲め數萬圓を與へることを決議したる由であるが、何んが爲めに斯くの如き巨額の金を與へねばならぬ理由ありやを疑ふものである。會社重役は社長一人の功を酬ゆるに先ち郡南三萬有餘の需用者の塗炭の苦しみを救はねばならぬと思ふが如何。